

(別紙1) 配慮願い等の提出の流れ

対応	沖縄県教育庁(県立学校教育課)	中学校長	申請者(受検者・受検者の保護者)
確認事項	○県立高等学校入学者選抜における「受検上の配慮」を参考に、学力検査等に際しての配慮を行う。(ただし、小学校等において日頃から支援や配慮が行われている事項に限る。)		○「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」をもとに、日頃から支援、配慮がおこなわれているものに対して配慮申請を行うことができる。
出願前	(2) 配慮願い受付 ←		(1) 配慮願い書等を作成し、郵送で県立学校教育課へ提出する。 (提出書類は下記の①～④。①③を小学校に作成依頼、②④を受検生が準備する。)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ①「障害のある生徒の適性検査等に際しての配慮願い書」(様式1) ②「診断書」等の原本(もしくは写し) (各種知能検査結果等も含む)、 もしくは「身体障害者手帳」等の写し ③その他必要な書類 (「個別の教育支援計画」等の写し) ④定型返信用封筒(110円切手貼付) 長さ: 14~23.5cm、幅: 9~12cm ※宛先は申請者の住所を記載すること </div> ※②③について、志願先中学校への出願用書類として、コピー(写し)を保管しておくこと。		
	(3) 配慮審査 ↓ 審査・検討の上、必要があれば所属小学校・志願先中学校へ問い合わせ →		
出願時	(4) 配慮可否通知 ⑤「適性検査等に際しての配慮可否通知書」を送付 必要があれば再審査・検討 ← 志願先中学校で対応する配慮の種類や人数等において、検査会場・施設等の確認が必要な場合は、当該校へ情報を提供する。 (検査会場計画・試験監督割り振り計画等の作成) →		(5) 配慮可否通知受け取り 県立学校教育課より①と⑤を送付する。 ※受け取った書類は、出願時に必要になるので、出願まで受検者で保管しておくこと。 疑義等がある場合は、県立学校教育課へ問い合わせ ↓
	(7) 志願書類受付 ←		(6) 配慮願い書提出 (志願書類とあわせて志願先中学校へ提出) ①「障害のある生徒の適性検査等に際しての配慮願い書」(様式1)(原本) ②「診断書」等の原本(もしくは写し) (各種知能検査結果等も含む) もしくは「身体障害者手帳」等の写し ③その他必要な資料 (「個別の教育支援計画」等の写し) ⑤「適性検査等に際しての配慮可否通知」(原本) ※志願先中学校に変更がある場合は、県立学校教育課へ連絡した後、①の「※印」欄に変更後の中学校名・記載年月日を記入すること。 ※①⑤について、申請者確認用としてコピー(写し)を保管しておくこと。
検査準備	・配慮等について、確認上必要があれば、中学校へ連絡・調整を行う。	(8) 配慮措置の準備 ・配慮等について、確認上必要があれば県立学校教育課へ連絡・調整を行う。 ・配慮実施にあたって、確認上必要があれば在籍小学校へ連絡・調整を行う。	・配慮等について、確認上必要があれば、中学校へ連絡・調整を行う。
選抜時		(9) 適性検査等における配慮措置の実施	